経済法 第13回 05/29

担当 中川晶比兒

垂直型企業結合による競争の実質的制限

【垂直型企業結合による競争の実質的制限:概説】

[1]「垂直型企業結合及び混合型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させないので、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は大きくなく、市場の閉鎖性・排他性、協調的行動等による競争の実質的制限の問題を生じない限り、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは考えられない。垂直型企業結合及び混合型企業結合についても、単独行動による競争の実質的制限と協調的行動による競争の実質的制限の2つの観点から検討される。」1

[2]「単独行動による競争の実質的制限」「垂直型企業結合が行われると、当事会社グループ間でのみ取引することが有利になるため、事実上、他の事業者の取引の機会が奪われ、当事会社グループ間の取引部分について閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。」「当事会社グループの市場シェアが大きい場合には、垂直型企業結合によって当事会社グループ間の取引部分についてこのような閉鎖性・排他性の問題が生じる結果、当事会社グループが当該商品の価格その他の条件をある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るときがある。このような場合、垂直型企業結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。」²

[2-1] 川下市場における競争の実質的制限(投入物閉鎖とも呼ばれる)

「例えば、複数の完成品メーカーに原材料を販売し、かつ、大きな市場シェアを有する原材料メーカーと当該原材料の需要者である完成品メーカーが合併し、当事会社の原材料メーカー部門がその完成品メーカー部門にのみ原材料を販売するようになる場合、他の完成品メーカーは、事実上、主要な原材料の供給元を奪われる可能性がある。」³

[2-2] 川上市場または川下市場における競争の実質的制限(顧客閉鎖とも呼ばれる)

「例えば、複数の原材料メーカーより原材料を購入し、かつ、大きな市場シェアを有する完成品メーカーと原材料メーカーが合併し、当事会社の完成品メーカー部門が当事会社の原材料部門からのみ原材料を調達する場合、他の原材料メーカーは、事実上、大口の需要先との取引の機会を奪われる可能性がある。」「有力なメーカーと有力な流通業者とが合併した場合も、他のメーカーが新規参入をするに当たって、自ら流通網を整備しない限り参入が困難となるときには、競争に及ぼす影響が大きい。」4

[3] 「協調的行動による競争の実質的制限」「メーカーと流通業者との間に垂直的企業結合が生じることによって、メーカーが垂直型企業結合関係にある流通業者を通じて、当該流通業者と取引のある他のメーカーの価格等の情報を入手し得るようになる結果、当事会社グループのメーカーを含むメーカー間で協調的に行動することが高い確度で予測することができるようになる場合がある。このような場合には、当事会社グループとその競争者が当該商品の価格等をある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るので、垂直型企業結合が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。」5

[「]企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第5の1

^{2「}企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第5の1(1)

³ 同上

⁴ 同上

^{5「}企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第5の1(2)

【単独行動による競争の実質的制限】

[1] 「閉鎖性・排他性の結果、当事会社グループが当該商品の価格その他の条件をある程度自由に左右することが できる状態が容易に現出し得る」場合とは …下記の [1A]+[1B] が認められる場合

[1A] 企業結合後に

- [1A-1] 当事会社グループが競争者との取引を制限する(取引拒絶等 をする)と、
- [1A-2] 競争者にとって、(当事会社グループに換わる)代替的な取引先を確保することが困難になるか または代替的な取引先を確保しても企業結合前と同等に競争的な取引条件を提供できなくなるために
- [1A-3] 企業結合後に値上げすることが、当事会社グループにとって利益となる場合

※ ガイドラインで明示されているのは、当事会社グループの競争者・新規参入者の事業活動の継続を困難にする こと(市場の閉鎖性・排他性)であり、上記[1A-2]の前半までだが、解説書では[1A-3]も見ると書かれてある。⁷

[1B] 競争圧力が当事会社及びその競争者による値上げを抑止するには十分でない

[1B-1] 競争者の供給余力が十分でない

[1B-2] 輸入圧力が十分でない

[1B-3] 参入圧力が十分でない

[1B-4] 隣接市場からの競争圧力が十分でない

[1B-5] 需要者からの競争圧力が十分でない [1B-6] 効率性の主張が不十分

※ 各項目の解説

①[1A-1]が満たされない場合:供給量にコミットしており、供給を減らすことが経済的に不合理な場合など

②[1A-2]のポイントは、代替的な取引先の確保困難化ではなく、その結果として、競争者の競争力が損なわれるこ と。当事会社グループが取引拒絶等をする場合に、競争者は代替的取引先から、企業結合前よりも高い価格(企業 結合前ならば買わなかっただろう価格)でも取引をするかもしれない。その場合でも、例えば当該部品が下流の完成 品に占める割合が小さければ(他の構成要素で競争者の価格競争力が強ければ)、[1A-3]が起こらない場合も。8

③【発展】

[1A-3]が満たされるのは、企業結合後に「取引拒絶等をした場合」と「しない場合」を比較して、

[取引拒絶等をした上流での利益減少] < 「競争者の競争圧力が減った下流市場での値上げによる利潤増加] となる場合(上流での取引拒絶等を想定)。

これを、[上流マージン×取引拒絶数量] < [下流マージン×取引増加数量](ただし値上げ前の下流マージン) と簡略化すれば、考慮要因は以下の二つとなる。9

(a) 当事会社グループの各取引段階におけるマージンの違い:

取引拒絶をする上流でのマージンの方が大きければ、利潤減少が大きいから、それを相殺するには、下流市 場でより多くの顧客を奪えなければならない。他方で、下流のマージンの方が大きい場合には、さほど下流で の顧客が増えなくても取引拒絶による利潤減少を上回る利潤増加を下流市場で得られうる。

(b) 競争者の競争圧力が減る市場で当事会社グループがどれだけ顧客を新たに獲得できるか(下流市場での競 争者の商品との同質性の高さ)

⁶ 取引拒絶のほか、従来よりも高い価格で取引するなど、取引相手の競争上の地位を悪化させる条件で取引する場合を含む。

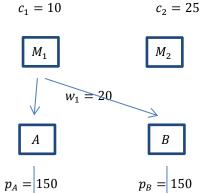
⁷ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』187 頁(商事法務、2014 年)。「顧客閉鎖を行うことにより、かえって当事会社グループの利益 が減少する場合には、当事会社グループにとって顧客閉鎖を行うインセンティブはなく、顧客閉鎖は行われないと考えられる。このような考え方 は、企業結合ガイドラインに明確に示されていないものの、…顧客閉鎖が当事会社グループにとって、「有利となる」、つまり利益を増大させる 場合が念頭に置かれていると考えられる。」

⁸ 例えば、代替的取引先から買うためには、企業結合前から 50%値上げした価格でなければならないとしても、それが生産費用の 10%に過ぎ ないならば、競争者にとっての費用上昇は5%に過ぎない。 Daniel Gore et al., The Economic Assessment of Mergers under European

Daniel Gore et al., The Economic Assessment of Mergers under European Competition Law 409-418 (2013)

$_{\sim}$ 【Table linput forclosureを例とした解説 (数値例) 10 : 当事会社グループ: M_1 と A

①企業結合前の状況



AとBに100単位ずつ販売。

AとBの供給費用 $r_A = r_B = 80$

AとBは100単位ずつ販売。

②企業結合後、取引拒絶等をしない

$$c_{1} = 10$$

$$c_{2} = 25$$

$$M_{1}$$

$$W_{1} = 20$$

$$A$$

$$B$$

$$p_{A} = 150$$

$$p_{B} = 150$$

③企業結合後、取引拒絶等あり

 $c_1 = 10$

$$w_{1} = \begin{bmatrix} M_{1} \\ 0 \\ A \end{bmatrix}$$

$$w_{2} = 35$$

$$B$$

$$p_{A} = 150$$

$$p_{B} = 165$$

Bからx単位だけ顧客がAに逃げる(代替)する

④[1A-3]のラフな計算(問題のありそうな事例を絞り込む)

②のときの当事会社グループの利潤: $(150-80-10) \times 100 + (20-10) \times 100 = 7000$

③のときの当事会社グループの利潤: $(150-80-10) \times 100 + (150-80-10) \times x = 6000 + 60x$

取引拒絶等をした方が利益になりうるのは、7000 < 6000 + 60x

 $c_2 = 25$

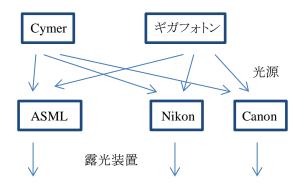
すなわち x > 16.666

¹⁰ Daniel Gore et al., The Economic Assessment of Mergers under European Competition Law 411-415 (2013)の数値例を参考にした

※ [1A-1]及び[1A-2]から、取引拒絶を行う市場で市場支配力を持つことが要求され、[1A-3]から、競争の実質的制限が起こる市場でも市場支配力を持つことが事実上要求される。

【エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合(H24事例4)】11

[1] 露光装置の製造販売業者である ASML USA が、同製品の重要な部品である光源の製造販売業を営む Cymer の全株式を取得する計画。



半導体メーカー(Intel, Samsung, TSMC, 東芝など)

[2] 一定の取引分野

①川上市場(光源)

KrF 光源(クリプトンとフッ素を混ぜるガスレーザーを利用。光の波長が長い:太い回路の転写向け) ArF 光源(アルゴンとフッ素を混ぜるガスレーザーを利用。光の波長が短い:細い回路の転写向け)

②川下市場(露光装置)

KrF 露光装置

ArF 露光装置

ArF 液浸露光装置(ArF 光源を搭載した露光装置のうち、レンズとウェハの間を水で浸し、水の屈折率を利用して解像度を高めたもの)

[3] 地理的範囲

①「光源の製造販売業者(以下「光源メーカー」という。)は、世界全体において、実質的に同等の価格で光源を販売しており、内外の需要者である露光装置の製造販売業者(以下「露光装置メーカー」という。)は、内外の光源メーカーを差別することなく取り扱っている。したがって、…画定した光源それぞれについて、「世界全体」を地理的範囲として画定した。」

②「露光装置メーカーは、世界全体において、実質的に同等の価格で露光装置を販売しており、内外の需要者である半導体メーカーは、内外の露光装置メーカーを差別することなく取り扱っている。したがって、…画定した露光装置それぞれについて、「世界全体」を地理的範囲として画定した。」

¹¹ 内容に影響しない範囲で、具体的な企業名に置き換える等の修正を行っている。

[3] 競争の実質的制限

[3-1] 当事会社の地位

KrF 光源				ArF 光源			
1	Cymer	約 60%		1	Cymer	約 75%	
2	ギガフォトン	約 40%		2	ギガフォトン	約 25%	
	合計	100%			合計	100%	

KrF 露光装置			ArF 露光装置			ArF 液浸露光装置		
1	ASML	約90%	1	Nikon	約 55%	1	ASML	約 85%
2	Nikon	約5%	2	ASML	約 45%	2	Nikon	約 15%
3	Canon	0-5%		合計	100%		合計	100%
	合計	100%						

[3-2]「光源の取引における販売拒否等」

①下流の Nikon 及び Canon は「川上市場のサイマーから相当程度の KrF 光源又は ArF 光源の調達を行っている」。「サイマーは、川上市場において高い市場シェアを占めており、かつ、競争事業者も少ないことから、サイマーが事実上、ASML のみに光源の販売を行い、ASML の競争事業者が光源の主要な供給元を奪われ、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるようなことがあった場合には、川下市場における競争に及ぼす影響が大きいものと考えられる。」

②「当事会社は、露光装置の販売に当たり、露光装置の重要な部品である光源について、どの光源メーカーの光源を選択するかは露光装置の購入者である半導体メーカーが決めているため、投入物閉鎖を行った場合、光源の収益源を失うだけでなく、半導体メーカーからの信用も失い、ASMLの露光装置の売上げにも影響を及ぼすこととなるから、投入物閉鎖のインセンティブはない等、主張している。」

「当事会社の売上げの大部分が大手の半導体メーカー数社によるものであること」、「半導体メーカーをはじめとする 半導体業界全体のロードマップに基づいて露光装置や光源の開発が行われていることなどから、半導体メーカーは 当事会社による投入物閉鎖に対して一定程度の牽制力を有していると考えられる。」

- ③ASML USA は、投入物閉鎖に対する懸念について、次のような措置を講じることを申し出た。
- (ア) サイマーは、DUV 光源について、公正、合理的かつ無差別的な事業条件の下に、既存の契約を尊重し、既存の契約に合致する形で Nikon 及び Canon と引き続き取引をする。
- (イ) サイマーは, Nikon 及び Canon との間で, 合理的な条件の下で, かつ, DUV 光源については従前のやり方と 一致した形で共同開発活動を行う。
- (ウ) 当事会社は,本件統合後5年間,毎年1回,前記措置の遵守状況を当委員会に報告する。
- (エ)「前記ウの報告書は、独立した監査チームが作成し、当該監査チームの任命に当たっては、事前に当委員会の承認を得る。」
- ④「米 ASML が申し出た措置は、サイマーが、本件統合後も統合前と変わらない条件で、[Nikon 及び Canon]と取引することを当委員会に対して約束するものであり、加えて、本件統合後、一定期間、当該措置の遵守状況について、事前に当委員会が承認した独立した監査チームによる監査を行い、当該監査結果を当委員会に報告するものであることから、その実効性は確保されている。また、前記…のとおり、本件統合後も需要者からの競争圧力が一定程度働いているものと考えられる。」「したがって、米 ASML が申し出た措置等を踏まえれば、本件統合による投入物閉鎖は生じないものと考えられる。」 …光源の購入拒否等についても同様の措置を考慮して問題なし。

⑤「光源メーカーと露光装置メーカーは、製品の開発・製造・販売に当たり、製品の開発に関する情報、製品の仕様に関する情報、顧客に関する情報等、様々な秘密情報を共有している。そのため、本件統合後、サイマーが ASML を通じて、ASML とギガバイトとの間で共有されているギガバイトの秘密情報を入手し、又は、ASML がサイマーを通じて、サイマーと Nikon 又は Canon との間で共有されている Nikon 又は Canon の秘密情報を入手し得る可能性がある。川上市場及び川下市場ともに技術革新が頻繁であり、半導体メーカーによる一定程度の競争圧力が働いていることなどから、当事会社と競争事業者が協調的に行動する可能性は小さいと考えられる」